

量の見込みの基本的な算出式

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向率（割合）」 = 「量の見込み（人）」

利用意向率は、平成25年度実施台東区次世代育成支援に関するニーズ調査結果より算出

（１）1号認定（幼稚園及び認定こども園）の量の見込み

- ・対象潜在家庭類型：専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭
- ・対象年齢：3～5歳
- ・利用意向率：今後、利用したい事業として、幼稚園（通常就園時間の利用）または認定こども園を選択した者の割合

（２）2号認定の量の見込み

（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者）

- ・対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭
- ・対象年齢：3～5歳
- ・利用意向率：現在、利用している事業として、幼稚園（通常就園時間の利用）または認定こども園を選択した者の割合

算出要素の追加

利用実態と大きく乖離するため、次の要素を勘案する。

- ア .ニーズ調査結果を用い、「一定年齢以降の利用を希望しているため、現在は施設を利用していない」者の割合を当該年齢のニーズから控除。

（認定こども園及び保育所）

- ・対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭
- ・対象年齢：3～5歳
- ・利用意向率：今後、利用したい事業として、幼稚園・幼稚園の預かり保育・認可保育所・認定こども園・小規模な保育施設・家庭的保育・事業所内保育施設・認証及び認定保育施設・その他の認可外の保育施設・居宅訪問型保育のいずれかを選択をした者の割合から幼児期の学校教育の利用希望が強い者の割合を控除した割合

算出要素の追加

利用実態と大きく乖離するため次の要素を勘案する。

- ア .ニーズ調査結果を用い、「一定年齢以降の利用を希望しているため、現在は施設を利用していない」者の割合を当該年齢のニーズから控除。

(3) 3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)の量の見込み

- ・対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭
- ・対象年齢：0～2歳
- ・利用意向率：今後、利用したい事業として、認可保育所・認定こども園・小規模な保育施設・家庭的保育・事業所内保育施設・認証及び認定保育施設・その他の認可外の保育施設・居宅訪問型保育のいずれかを選択をした者の割合

算出要素の追加

0歳需要が1・2歳の需要を超え算出されるなど利用実態と大きく乖離するため次の要素を 勘案する。

- ア．ニーズ調査結果を用い、0歳ニーズから「1歳までの育児休業取得を希望する」者の割合を控除。
- イ．ニーズ調査結果を用い、「一定年齢以降の利用を希望しているため、現在は施設を利用していない」者の割合を当該年齢のニーズから控除。

確保策の方針と対応策

教育ニーズ(1号認定)

- ア．既存の区立幼稚園及び認定こども園において、定員の増員調整を行う。
- イ．私立幼稚園に対し、新制度に対応した認定こども園・幼稚園への移行について情報提供や働きかけを行い、移行に向けた支援を行う。
- ウ．新設する際には、教育と保育の両ニーズに応える施設である認定こども園とする。

保育ニーズ(2号認定、3号認定)

- ア．2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園及び認定こども園の短時間保育で確保するものとする。
- イ．認証保育所については、現状の量を確保しつつ、新制度に対応した認可保育所への移行などについて、情報提供や意見交換を行い、支援を行う。
- ウ．家庭福祉員については、増員を図る。
- エ．事業所内保育所については、実施園に対し新制度移行を支援するほか、事業者に勧奨していく。
- オ．新規施設は、新制度の給付対象となる施設とし、0～5歳を1施設で確保できる認可保育所のほか、不足する0～2歳に対しては小規模保育所とする。
- カ．計画年度後半に、実際のニーズ量を勘案したうえで、緊急保育室を開設する。

計画年度別整備予定

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
認定こども園		1	1		
認可保育所	1	1	1		
小規模保育所	1	1	1		
事業所内保育所	1			1	
家庭福祉員	1	1	1		
緊急保育室				1	

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびに提供体制の確保の

内容及びその実施時期

利用意向率は、平成25年度実施台東区次世代育成支援に関するニーズ調査結果より算出
表下段・C「過不足数」が、0（零）以上になっていれば充足されたことを示す。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

事業内容：保育所において、一般保育の時間内ではお迎えが間に合わない方の子どもを保育する。

量の見込みの基本的な算出式

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向率（割合）」 = 「量の見込み（人）」

- ・対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭
- ・対象年齢：0～5歳
- ・利用意向率：今後、利用したい事業として、認可保育所・認定こども園・小規模な保育施設・家庭的保育・事業所内保育施設・認証及び認定保育施設・その他の認可外の保育施設・居宅訪問型保育のいずれかを選択し、かつ、利用希望時間が18時以降である者の割合

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込み	722人	738人	741人	747人	738人
B 確保数	804人	826人	865人	915人	915人
C 過不足数 (B-A)	82人	88人	124人	168人	177人

確保策の方針と対応策

現行の体制を継続する。

(2) 放課後児童健全育成事業(こどもクラブ)

事業内容：小学生で、保護者の就労等の事情により放課後世話をする方がいない児童を保育する。

量の見込みの基本的な算出式

「推計児童数(人)」 × 「潜在家庭類型(割合)」 = 「家庭類型別児童数(人)」

「家庭類型別児童数(人)」 × 「利用意向率(割合)」 = 「量の見込み(人)」

- ・対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭
- ・対象年齢：小学生
- ・利用意向率：放課後の時間を過ごさせたい場所で、こどもクラブを選択した者の割合

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込み	低学年	1,091人	1,061人	1,100人	1,142人	1,215人
	高学年	186人	187人	191人	198人	192人
	うち 障害児	20人	30人	40人	45人	45人
B 確保数	低学年	1,155人	1,180人	1,210人	1,245人	1,285人
	高学年	186人	187人	191人	198人	192人
C 過不足数 (B-A)		64人	119人	110人	103人	70人

確保策の方針と対応策

高学年になるほど利用実績は低下する傾向(習い事、留守番が可能となる等)があることから、低学年及び障害児の希望者全員を受け入れる体制とし、既存クラブの受入枠(定員)の適正化を図る。

障害児以外の高学年については、児童館を活用するなど、居場所づくりにより対応する。

クラブは、学校施設内への設置を推進する。

クラブの配置は1小学校区1カ所を基本とし、需要予測を踏まえて、クラブを新設する。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容：保護者が一時的に子どもの養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、泊りがけで子どもを預かる。

量の見込みの基本的な算出式

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

・利用意向率

保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、「ショートステイを利用した」者、「仕方なく子どもだけで留守番させた」者の割合

・利用意向日数

「ショートステイを利用した」者、「仕方なく子どもだけで留守番させた」者の平均日数

- ・対象潜在家庭類型：全ての家庭
- ・対象年齢：0～5歳
- ・利用意向：利用意向率 × 利用意向日数

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込み	221人日	226人日	227人日	229人日	226人日
B 確保数	130人日	230人日	230人日	230人日	230人日
C 過不足数 (B-A)	91人日	4人日	3人日	1人日	4人日

確保策の方針と対応策

2歳以上の児童については、現行の体制を継続する。

2歳未満の乳幼児については、現在預け先がないことから、要保護児童対策において親の病気等の際の保護に対応できず、課題となっている。28年度より乳児院への委託による乳児ショートステイを実施予定。

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業内容：乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う。

量の見込みの基本的な算出式

「推計児童数(人)」 × 「潜在家庭類型(割合)」 = 「家庭類型別児童数(人)」

「家庭類型別児童数(人)」 × 「利用意向」 = 「量の見込み(人回)」

・利用意向率

地域子育て支援拠点事業を現在利用している者と、今後利用したい者の割合

・利用意向回数

現在利用している者、今後利用したい者、今後利用日数を増やしたい者の月当たりの平均利用回数

- ・対象潜在家庭類型：全ての家庭
- ・対象年齢：0～2歳
- ・利用意向：利用意向率 × 利用意向回数

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	147,288 人回	144,420 人回	145,740 人回	146,916 人回	145,860 人回
確保内容	子ども家庭支援センター3か所に加え、児童館を活用し確保する。				

確保内容の子ども家庭支援センター「3か所」には、日本堤子ども家庭支援センターあそびひろばを含む。

確保策の方針と対応策

現行の体制(子ども家庭支援センター3か所)を維持するとともに、児童館(8か所)を活用する。

(5) 一時預かり事業等

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

事業内容：幼稚園や認定こども園（短時間保育）で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる。

量の見込みの基本的な算出式

・ 1号認定による利用

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

・ 利用意向率

ア（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合） ×

イ（不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かりまたは幼稚園の預かり保育の利用割合）

・ 利用意向日数

不定期事業の利用意向のある者の平均日数

・ 2号認定による利用

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の数（人）」

× 「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

・ 利用意向率 1.0

・ 利用意向日数

2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の「就労日数」

・ 対象潜在家庭類型：

・ 1号認定による利用...専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭

・ 2号認定による利用...ひとり親家庭・共働き家庭

・ 対象年齢：3～5歳

・ 利用意向：利用意向率 × 利用意向日数

算出要素の追加

利用実態と大きく乖離するため、「2号認定による利用」について次の要素を勘案する。

ア．ニーズ調査結果を用い、「幼稚園の預かり保育を希望しない」者の割合を控除。

イ．ニーズ調査結果を用い、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」者の割合を控除。

ウ．平日対象事業であるため、希望日数を週5日以下で再計算した。（「7日」と回答 「5日」）

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込み		56,777 人日	60,511 人日	60,401 人日	60,937 人日	59,976 人日
(内訳)	1号認定に よる利用	8,875 人日	9,458 人日	9,441 人日	9,525 人日	9,375 人日
	2号認定に よる利用	47,902 人日	51,053 人日	50,960 人日	51,412 人日	50,601 人日
B 確保数		59,572 人日	62,322 人日	65,072 人日	65,072 人日	65,072 人日
C 過不足数 (B-A)		2,795 人日	1,811 人日	4,671 人日	4,135 人日	5,096 人日

1号認定...専業主婦(夫)家庭、短時間就労家庭の3～5歳で今後、利用したい事業として、幼稚園または認定こども園を選択した者

2号認定...ひとり親家庭・共働き家庭の3～5歳で現在、利用している事業として、幼稚園または認定こども園を選択した者

確保策の方針と対応策

現行の認定こども園と私立幼稚園の預かり保育の実施により対応する。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

事業内容：家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う。

量の見込みの基本的な算出式

$$\begin{aligned} & \text{「推計児童数（人）」} \times \text{「潜在家庭類型（割合）」} = \text{「家庭類型別児童数（人）」} \\ & \text{「家庭類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向」} \\ & - \text{「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（1号認定による利用のみ）} \\ & \text{の利用意向日数」} \\ & - \text{「不定期事業の利用状況における「ベビーシッター」「その他」の利用日数」} \\ & = \text{「量の見込み（人日）」} \end{aligned}$$

- ・利用意向率
不定期事業の利用希望のある者の割合
- ・利用意向日数
不定期事業の利用意向のある者の平均日数

- ・対象潜在家庭類型：全ての家庭
- ・対象年齢：0～5歳
- ・利用意向：利用意向率 × 利用意向日数

算出要素の追加

利用実態と大きく乖離するため、次の要素を勘案する。

- ア．利用実績を用い、預ける事由を問わず預かり保育をするファミリー・サポート・センターといっとき保育2事業の登録者数と実利用人数から実利用比率を算出し、標準計算による量に乗じる。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込み	21,883 人日	22,258 人日	22,352 人日	22,540 人日	22,291 人日
B 確保数	23,255 人日	23,255 人日	23,255 人日	23,255 人日	23,255 人日
(内訳)	一時保育	9,360 人日	9,360 人日	9,360 人日	9,360 人日
	休日・年末 一時保育	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日
	いっとき保育	3,620 人日	3,620 人日	3,620 人日	3,620 人日
	ファミリー・サポ ート・センター	6,700 人日	6,700 人日	6,700 人日	6,700 人日
	トワイライト ステイ	75 人日	75 人日	75 人日	75 人日
C 過不足数 (B-A)	1,372 人日	997 人日	903 人日	715 人日	964 人日

確保策の方針と対応策

現在実施している一時預かりの各事業は、現行体制を維持する。

いっとき保育は、事由を問わない預かりで、就労を問わず全ての子育て家庭が利用できるが、現在区内1か所の実施のため、ニーズ調査の結果からも地域偏在の解消が望まれている。待機児童の解消の動向と需要の推移を踏まえて、新たに誘致する教育・保育施設での実施、一時保育等の空きの活用や定員の一部切り替え等による確保を検討する。

(6) 病児・病後児保育事業

事業内容：子どもが病気、または、病気の回復期にあり集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる。

量の見込みの基本的な算出式

- ・対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭
- ・対象年齢：0～5歳
- ・利用意向：利用意向率 × 利用意向日数

「推計児童数(人)」 × 「潜在家庭類型(割合)」 = 「家庭類型別児童数(人)」

「家庭類型別児童数(人)」 × 「利用意向」 = 「量の見込み(人日)」

- ・利用意向率

病気やけがで保護者が休んだ者のうち、病児・病後児保育施設等の利用を希望する者、病児・病後児保育を利用した者、ファミリー・サポート・センターを利用した者、仕方なく子どもだけで留守番させた者の割合

- ・利用意向日数

病児・病後児保育施設の利用希望日数、病児・病後児保育の利用日数、ファミリー・サポート・センターの利用日数、子どもだけで留守番させた日数の総計を、利用意向のある者の実人数で割った数

算出要素の追加

利用実態と大きく乖離するため、次の要素を勘案する。

ア．ニーズ調査結果を用い、「教育・保育施設を利用していない」者の割合を控除。

イ．国研究班調査「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」の結果を用い、施設稼働率の平均値を上記アにより算出した値に乗じる。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込み	1,826 人日	1,865 人日	1,872 人日	1,888 人日	1,866 人日
B 確保数	1,220 人日	1,580 人日	1,940 人日	1,940 人日	1,940 人日
C 過不足数 (B-A)	606 人日	285 人日	68 人日	52 人日	74 人日

確保策の方針と対応策

病後児保育については、現行の体制を継続する。

病児保育として、居宅派遣型を検討する。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】

事業内容：育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、子どもを預かる。

量の見込みの基本的な算出式

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」
 「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

- ・利用意向率
 放課後の時間を過ごさせたい場所で、ファミリー・サポート・センターを選択した割合
- ・利用意向日数
 ファミリー・サポート・センター利用希望の平均日数

- ・対象潜在家庭類型：全ての家庭
- ・対象年齢：5歳
- ・利用意向：利用意向率 × 利用意向日数

算出要素の追加

回答者数が3人と少なく、それを「量の見込み」とすると、利用実態と大きく乖離するため、次の要素を勘案する。

ア．利用日数は、週当たりの利用希望日数に52週を乗じているため、利用実績から週当たりの利用日数を算出し、その値を標準計算による量に乗じる。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 量の見込み	1,570 人日	1,549 人日	1,592 人日	1,613 人日	1,678 人日
B 確保数	1,570 人日	1,549 人日	1,592 人日	1,613 人日	1,678 人日
C 過不足数 (B-A)	0 人日				

確保策の方針と対応策

現行の体制を継続する。

(8) 利用者支援（新規事業）

事業内容：教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施する。

量の見込みは、ニーズ調査結果等によらず推計

・対象：全ての家庭

・算出根拠：教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することを勘案し、算出。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保策の方針と対応策

区役所内窓口（1か所）に専任職員を1人配置する。

(9) 妊婦に対する健康診査

事業内容：定期的な健康診査の費用の一部を助成する。

量の見込みは、ニーズ調査結果等によらず推計

・対象：妊婦

・算出根拠：受診人数 = 0歳推計児童 × 1.3倍（事業実績による）

健診回数 = 受診人数 × 14回

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,660人 23,241回	1,674人 23,442回	1,691人 23,678回	1,699人 23,787回	1,687人 23,624回
確保内容	実施場所：都内契約医療機関（産科）・助産院 検査項目：都医師会契約項目 実施時期：通年				

確保策の方針と対応策

現行の体制を継続する。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容：保健師及び訪問指導員（助産師）が、生後4か月を迎えるまでの全ての乳児のいる家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う。

量の見込みは、ニーズ調査結果等によらず推計

- ・対象：出生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭
- ・算出根拠：0歳推計児童

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,277人	1,288人	1,301人	1,307人	1,298人
確保内容	実施体制：24人				

確保策の方針及び対応策

現行の体制を継続する。

(11) 養育支援訪問事業

事業内容：児童の養育に支援を必要とする家庭に対して、支援者による助言・指導及びヘルパーによる援助を行う。

量の見込みは、ニーズ調査結果等によらず推計

- ・対象：養育支援を必要とする家庭
- ・算出根拠：0～17歳の人口の推計及び事業実績から算出。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	729人回	821人回	913人回	1,006人回	1,098人回
確保内容	実施体制： 10人 協定事業者： 6社	実施体制： 11人 協定事業者： 6社	実施体制： 12人 協定事業者： 7社	実施体制： 13人 協定事業者： 7社	実施体制： 14人 協定事業者： 8社

確保策の方針及び対応策

現行体制に加え、職員の増員と協定事業者の参加促進を図る。

5 . 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に 関する体制の確保

本区の認定こども園は、幼稚園・保育園のそれぞれのよさを生かし、就学前の0～5歳児までの一貫した幼児教育・保育を行うこと、保護者・地域・保育者が一体となって子どもの健やかな育ちを実現すること、すべての乳幼児のために、地域や関係諸機関と連携を図りながら、子育ての喜びを実感できるよう、子育て家庭を支援していくことを理念とし、保護者の就労状況等に関わらず、同じ教育・保育が受けられることを目指しています。

幼児期の学校教育や保育などを総合的に提供する施設である認定こども園については、教育・保育施策を効率的・効果的に実施するため、本計画の教育・保育の提供体制に定める供給量を基本とし、今後の教育・保育のニーズ状況を把握して整備していきます。

平成23年1月に「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」を策定し、幼稚園や保育園等がこれまでの成果を生かし、それぞれのもつ教育機能の拡充や相互の連携を深め、家庭教育を含めた就学前の教育の質の向上を図ることが重要であるとの考えに基づき、公立・私立、幼稚園・保育園・認定こども園の枠を超え、共通の考え方に立った教育を進めるとともに、保護者に対する子育て支援のさらなる充実や小学校教育との円滑な接続を図っています。

幼稚園、保育園、こども園、小・中学校の幼児・児童・生徒の基礎学力の定着・向上及び一貫した生活指導を図るため、中学校区ごとの学校園等が連携しています。地域や保護者のニーズに対応し、幼児の健やかな成長を保障する活動として、未就園児にも対応した子育て・親育ち支援事業など、より充実した子育て支援事業の実施を検討するとともに、講習会や研修への参加、OJTの推進など、職員の資質向上に努めます。

第4部 計画の推進に向けて

1．計画の推進体制

子ども・子育て支援事業計画部分を含む本計画に示した施策についての実施状況を把握・点検するために、全庁的な体制を構築すると同時に、区民の意見を反映させるための仕組みとして区民代表や学識経験者、関係機関から成る「台東区次世代育成支援地域協議会」を運営します。

2．計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、地域内での様々な取り組みが必要とされます。計画の進捗管理のために、各年度において計画の実施状況を把握・点検していきます。計画の途中で、進捗状況を評価し、必要に応じて計画内容を見直します。その際、国や東京都の動向を踏まえ、その後の対策の実施や見直し等に反映させていきます。

3．関係機関との連携強化

子育て支援を総合的に行っていくために、区の児童福祉施設や保健施設等の推進だけでなく、区内の子育て支援に関わる住民組織や教育機関をはじめとして、児童相談所や警察等との連携を強化していきます。